

監査公表第806号

地方自治法第199条第9項の規定により、次のとおり令和5年度財政援助団体等監査（事務）の結果を公表します。

令和6年4月5日

京都市監査委員

令和5年度
財政援助団体等監査（事務）の結果

京都市監査委員	山	本	恵	一
同	青	野	仁	志
同	山	添	洋	司
同	高	橋	一	浩

第1 監査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類 財政援助団体等監査（事務）（地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項）

2 監査対象団体

団 体 名	区 分
1 公益財団法人大学コンソーシアム京都	【出資】【財援】【指定】
2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	【出資】【財援】【指定】
3 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団	【財援】
4 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	【出資】【指定】
5 一般社団法人上鳥羽絆会	【指定】
6 株式会社グラフィック	【財援】
7 株式会社辻製作所	【財援】
8 株式会社京都産業振興センター	【出資】【指定】
9 社会福祉法人京都ライトハウス	【財援】【随時】
10 公益社団法人京都市シルバー人材センター	【財援】【随時】
11 社会福祉法人清和園	【指定】
12 京都醍醐センター株式会社	【出資】【指定】
13 京都市消防団協会	【財援】

注 区分欄の表記は、【出資】は出資団体監査を、【財援】は財政援助団体監査を、【指定】は公の施設の指定管理者監査を、【随時】は随時監査（委託料）をそれぞれ実施したことを示す。

3 監査の対象年度 令和4年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

4 監査の着眼点

(1) 団体に関する監査

ア 出資団体監査

団体に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

イ 財政援助団体監査

補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

ウ 公の施設の指定管理者監査

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 所管課に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正に行われているか。

- 5 監査の主な実施内容 関係帳簿、証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を実施した。
- 6 監査の実施場所 監査事務局及び監査対象団体執務室等
- 7 監査の実施期間 令和5年6月1日から令和6年3月28日まで
- 8 監査を実施した監査委員

監査委員 山 本 恵 一

同 青 野 仁 志

同 山 添 洋 司

同 河原林 温 朗 (令和5年10月31日まで)

同 高 橋 一 浩 (令和5年11月1日から)

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000 円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000 円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「－」は該当数値がないものを示す。
- 5 収支及び財産の状況は、当年度及び前年度の財務諸表に基づいて作成している。
- 6 対象団体の所管については、令和6年3月31日現在の状況を記載している。

第2 監査の結果

違法又は不正等の指摘にとどまらず、監査で発見された不適切な事務処理等の問題点の原因や背景等も踏まえ、速やかな事務改善につなげられるよう、監査対象団体等に対する助言、支援及び改善提案をより一層重視する実効性のある監査を目指し実施した。

その結果、発見された問題点に対して、市長が監査の実施期間中に速やかに問題点を是正するとともに、発生原因等を踏まえた適切な再発防止策が所管課、団体及び局内で講じられた事項を「改善済事項」として記述し、是正・改善を図るための取組に十分な調査や検討を行うなど、一定の時間を要することから、監査の実施期間中に措置を講じることができなかった事項を「指摘事項」として記述した。

なお、是正・改善を図るために指導した軽易な事項は、記述を省略した。

1 公益財団法人大学コンソーシアム京都

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	理事長 黒坂 光	設立年月日	平成10年3月19日
事 務 所 所 在 地	京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939番地		
目 的 (団体の定款に基づく。)	京都地域を中心に、大学間連携と相互協力を図り、加盟する大学・短期大学の教育・学術研究水準の向上を目指すとともに、学生の成長を促進するための学生支援、大学の国際化を推進するための国際連携・国際交流等の充実に努める。併せて、地域社会、行政及び産業界との連携を促進し、地域の発展と活性化に努め、京都地域を中心とした高等教育の発展と国際社会をリードする人材の育成を目指す。そのために、多様な連携に基づく教育、学生支援、研修、調査・研究、情報収集、情報発信、交流促進等を行い、日本の高等教育の発展に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下「大学コンソーシアム」という。）の基本財産は1億円であり、5,000万円(50.0%)を本市が出えんしている。

本市の所管は、総合企画局総合政策室である。

イ 事業の内容

- (ア) 単位互換、インターンシップ等の教育に関する企画調整事業
- (イ) 学生に対する支援事業及び奨学金事業

- (ウ) 教職員に対する研修交流事業
- (エ) 国際連携、国際交流事業
- (オ) 大学と高等学校等との連携による企画調整事業
- (カ) 大学と地域社会、行政及び産業界との連携による調査研究事業
- (キ) 大学と地域社会、行政及び産業界との情報発信交流事業
- (ク) 大学と地域社会、行政及び産業界との連携等による生涯学習事業
- (ケ) 全国各組織との連携による企画調整事業
- (コ) その他目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	170,742	181,659	△ 10,916
未収金	13,933	14,901	△ 968
立替金	215	212	2
前払費用	532	751	△ 219
流動資産合計	185,423	197,524	△ 12,101
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産投資有価証券	100,000	100,000	—
基本財産合計	100,000	100,000	—
(2) 特定資産			
財団拡充普通預金	11,918	11,918	—
留学生支援事業積立金	25,000	25,000	—
教育設備・機器等整備普通預金	57,158	42,064	15,093
教育設備・機器等整備投資有価証券	30,000	30,000	—
情報環境整備（公益）普通預金	21,622	21,622	—
留学生受入環境充実事業普通預金	6,530	14,500	△ 7,970
情報環境整備（法人）普通預金	20,000	20,000	—
財団拡充積立預金	10,000	10,000	—
特定資産合計	182,228	175,105	7,123
(3) その他固定資産			
構築物	0	24	△ 24
設備造作	4,197	4,457	△ 260
什器備品	9,553	13,138	△ 3,584
無形固定資産	9,722	13,290	△ 3,568
投資有価証券	20,000	20,000	—
その他固定資産合計	43,473	50,910	△ 7,437
固定資産合計	325,702	326,015	△ 313
資産合計	511,126	523,540	△ 12,414
II 負債の部			
1. 流動負債			
リース債務	772	1,485	△ 712
未払金	33,902	33,975	△ 73
前受金	17	17	—
社会保険料預り金	881	843	38
源泉所得税預り金	253	315	△ 61
住民税預り金	425	269	156
仮受金	25	58	△ 33
流動負債合計	36,277	36,964	△ 686
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,583	4,660	△ 2,077
固定負債合計	2,583	4,660	△ 2,077
負債合計	38,861	41,624	△ 2,763
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	100,000	100,000	—
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(100,000)	(—)
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	372,265	381,915	△ 9,650
(182,228)	(175,105)	(7,123)	
正味財産合計	472,265	481,915	△ 9,650
負債及び正味財産合計	511,126	523,540	△ 12,414

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	205	205	—
特定資産運用益	19	18	1
その他資産運用益	13	12	0
受取会費	172,367	169,834	2,533
事業収益	21,387	20,663	723
指定管理者事業収益	169,764	168,446	1,318
受取補助金等	1,200	891	309
受取運営分担金	15,034	18,138	△ 3,104
受取寄付金	100	—	100
雑収益	311	395	△ 84
経常収益計	380,402	378,605	1,796
(2) 経常費用			
事業費	355,415	340,843	14,571
管理費	34,008	31,419	2,588
経常費用計	389,423	372,263	17,160
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,021	6,342	△ 15,364
評価損益等計	—	—	—
当期経常増減額	△ 9,021	6,342	△ 15,364
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	628	12	616
経常外費用計	628	12	616
当期経常外増減額	△ 628	△ 12	△ 616
当期一般正味財産増減額	△ 9,650	6,329	△ 15,980
一般正味財産期首残高	381,915	375,585	6,329
一般正味財産期末残高	372,265	381,915	△ 9,650
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	205	205	—
一般正味財産への振替額	△ 205	△ 205	—
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	100,000	100,000	—
指定正味財産期末残高	100,000	100,000	—
III 正味財産期末残高	472,265	481,915	△ 9,650

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	団体関係	所管課関係	合 計
指 摘 事 項	—	0	0
改 善 済 事 項	—	1	1
合 計	—	1	1

(3) 出資団体監査

ア 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした負担金等

(単位：千円)

負担金等名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 大学地域連携創造・支援事業負担金	1,787	大学にとっては実践的な教育・研究機会の確保による人材の育成などを、地域にとっては大学の研究成果をはじめとする知的・人的資源の還元による地域の課題解決や賑わいの創出などを図ることなどを目的とする。	大学地域連携創造・支援事業 (愛称「学まちコラボ事業」)	事業に要する経費 (2,200千円上限)	総合企画局総合政策室
(イ) 「学まち連携大学」促進事業負担金	6,249	大学等の教育・研究成果の蓄積や学生の活力を地域の課題解決や活性化にいかすとともに、地域社会との関わりの中で得られる学生の学びと成長の機会を創出する取組を、大学等の組織的な取組として定着させ、更に充実・発展させることなどを目的とする。	「学まち連携大学」促進事業	事業に要する経費 (6,700千円上限)	

負担金等名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ウ) 「大学のまち京都・学生のまち京都」のプロモーション事業負担金	1,850	京都で学生生活を送り、魅力を体感している学生が京都で学ぶ魅力を発信することにより、大学進学を検討する中学・高校生や保護者に「京都で学びたい、学ばせたい」と思ってもらい、京都の大学へ進学していただくことを目的とする。	京都学生広報部による「大学のまち京都」プロモーション事業	事業に要する経費の2分の1 (1,850千円上限)	総合企画局総合政策室
(エ) 「大学のまち京都・学生のまち京都推進会議」分担金	147	大学政策の推進による京都のまちの発展に寄与する。	「大学のまち京都・学生のまち京都推進会議」の運営	運営に要する経費の2分の1	
(オ) 京都留学コーディネータ採用等業務に係る負担金	5,000	京都留学に関する相談対応、京都の留学情報の発信、その他留学生支援に係る業務を行うことにより、留学生誘致の更なる促進や留学生の受入環境の充実等に取り組み、もって「大学のまち京都・学生のまち京都」の国際化に寄与する。	京都留学コーディネータ採用等業務	京都留学コーディネータの人件費 (5,000千円上限)	
合 計	15,034				

イ 負担金等に係る事業及び収支の状況

(7) 大学地域連携創造・支援事業負担金

a 事業の状況

大学地域連携創造・支援事業を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	1,787	諸謝金	195
団体負担分	1,787	支払助成金	3,074
		会議費(賃借料含む)	102
		印刷製本費	132
		諸経費等	69
合 計	3,575	合 計	3,575

(イ) 「学まち連携大学」促進事業負担金

a 事業の状況

「学まち連携大学」促進事業を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	6,249	消耗品費	24
		諸謝金	51
		補助金	6,170
		その他事務経費	3
合 計	6,249	合 計	6,249

(ロ) 「大学のまち京都・学生のまち京都」のプロモーション事業負担金

a 事業の状況

京都学生広報部による「大学のまち京都」プロモーション事業を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	1,850	委託料	3,575
団体負担分	1,850	会議費	14
		消耗品費	91
		その他事務経費	17
合 計	3,700	合 計	3,700

(エ) 「大学のまち京都・学生のまち京都推進会議」分担金

a 事業の状況

「大学のまち京都・学生のまち京都推進会議」の開催、運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市分担金	147	諸謝金（委員謝礼）	236
団体負担分	147	消耗品費	41
		その他事務経費	16
合 計	294	合 計	294

(オ) 京都留学コーディネータ採用等業務に係る負担金

a 事業の状況

「京都留学コーディネータ」の採用・配置を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	5,000	人件費	15,544
団体負担分	13,069	法定福利費	2,467
		その他	57
合 計	18,069	合 計	18,069

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(5) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

大学コンソーシアムは、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年間、京都市大学のまち交流センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市大学のまち交流センター (愛称「キャンパスプラザ 京都」)	京都市下京区西洞院 通塩小路下る東塩小 路町939番地	施設の管理運営	総合企画局総合政策室

注 大学コンソーシアムは、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間、引き続き、京都市大学のまち交流センターの指定管理者となっている。

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 講義、演習、会議等のための施設の提供
- b 大学に関する情報の収集及び提供
- c 大学と産業界、地域社会等の協力による豊かな地域社会の形成に資する調査及び研究並びに人材育成
- d 京都市大学のまち交流センターの維持管理
- e その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：人、%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	378,341	349,515	164,720	159,218	242,222
施設稼働率	68.2	66.3	55.0	45.4	52.4

令和4年度の利用者数は、前年度と比べ83,004人(52.1%)の増加となった。また、施設稼働率は7.0ポイントの増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく令和4年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	169,764	人件費	10,529
雑収入	200	事業費	5,618
		委託費	105,935
		小額修繕費	9,780
		その他	39,126
合 計	169,964	合 計	170,990

収支差額 △1,026 千円

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(6) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 所管課関係

(ア) 公の施設の指定管理者監査

a 貸与物品の管理

- (a) 備品台帳及び貸与物品一覧に記録されていなかったものがあつた。
- (b) 備品台帳及び貸与物品一覧に記録されているが、現物が確認できないものがあつた。
- (c) 貸与物品一覧の変更に伴う協定の締結を行っていないあつた。

2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	理事長 堀場 厚	設立年月日	平成5年3月31日
事 務 所 所 在 地	京都市左京区下鴨半木町1番地の26		
目 的 (団体の定款に基づく。)	京都市世界文化自由都市宣言の理念に基づき、音楽、演劇、舞踊その他の芸術及び芸能を振興し、国内外に発信することにより、京都が優れた文化を創造し世界文化交流の中心であり続けることに寄与するとともに、市民が生きがいのある文化的な生活を送ることができる社会づくりに貢献することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「音芸文財団」という。）の基本財産は1億300万円であり、5,500万円(53.4%)を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課である。

イ 事業の内容

- (ア) 芸術及び芸能の振興並びに伝統芸能の継承及び発展に資する事業
- (イ) 京都の文化芸術の国内外への発信と交流の促進に資する事業
- (ウ) 京都市交響楽団による芸術の振興及び発信に資する事業
- (エ) 文化芸術を通して地域社会の活性化や健全な発展に寄与する事業
- (オ) 文化芸術の振興拠点として、創造的な活動が不断に行われるための施設の管理運営
- (カ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	169,153	142,021	27,132
未収金	402,795	386,195	16,600
貯蔵品	8,432	7,755	676
立替金	2,536	4,667	△ 2,131
前払金	898	—	898
流動資産合計	583,816	540,639	43,176
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	100,000	100,000	—
普通預金	3,000	3,000	—
基本財産合計	103,000	103,000	—
(2) 特定資産			
記念事業引当資産	56,920	56,920	—
管理運営引当資産	331,000	331,000	—
退職給付引当資産	172,164	220,204	△ 48,040
楽団職退職手当準備資金	131,310	81,117	50,193
京都コンサートホール記念事業準備資金	32,000	32,000	—
ロームシアター京都記念事業準備資金	40,000	40,000	—
京響70周年記念事業準備資金	85,500	71,500	14,000
ロームシアター京都事業準備資金	5,000	7,040	△ 2,040
楽器購入資金（ハーブ）	9,000	7,500	1,500
楽器購入資金（コントラファゴット）	11,000	5,000	6,000
楽器購入資金（コントラバス）	13,500	7,000	6,500
特定資産合計	887,395	859,282	28,112
(3) その他固定資産			
什器備品	64,894	74,912	△ 10,018
電話加入権	314	314	—
その他固定資産合計	65,208	75,226	△ 10,018
固定資産合計	1,055,603	1,037,508	18,094
資産合計	1,639,419	1,578,148	61,271
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	297,510	311,167	△ 13,657
未払法人税等	320	320	—
前受金	221,257	181,749	39,508
預り金	86,641	70,463	16,177
賞与引当金	34,292	38,697	△ 4,405
流動負債合計	640,022	602,398	37,623
2. 固定負債			
退職給付引当金	172,164	220,204	△ 48,040
固定負債合計	172,164	220,204	△ 48,040
負債合計	812,186	822,603	△ 10,416
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出えん金	55,000	55,000	—
京都市補助金	131,310	81,117	50,193
指定正味財産合計	186,310	136,117	50,193
（うち基本財産への充当額）	(55,000)	(55,000)	(—)
（うち特定資産への充当額）	(131,310)	(81,117)	(50,193)
2. 一般正味財産			
（うち基本財産への充当額）	640,922	619,427	21,495
（うち特定資産への充当額）	(48,000)	(48,000)	(—)
（うち特定資産への充当額）	(583,920)	(557,960)	(25,960)
正味財産合計	827,233	755,544	71,688
負債及び正味財産合計	1,639,419	1,578,148	61,271

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	355	355	—
特定資産運用益	24	118	△ 94
事業収益	2,071,667	1,941,608	130,058
受取補助金等	849,956	859,835	△ 9,879
受取寄付金	9,940	10,278	△ 338
雑収益	34,974	86,358	△ 51,383
経常収益合計	2,966,918	2,898,554	68,363
(2) 経常費用			
事業費	2,865,540	2,797,654	67,886
管理費	29,368	31,917	△ 2,548
経常費用合計	2,894,909	2,829,571	65,338
当期経常増減額	72,008	68,982	3,025
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	0	△ 0
当期経常外増減額	—	△ 0	0
他会計振替額	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額	21,815	17,865	3,949
法人税、住民税及び事業税	320	320	—
当期一般正味財産増減額	21,495	17,545	3,949
一般正味財産期首残高	619,427	601,881	17,545
一般正味財産期末残高	640,922	619,427	21,495
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	50,193	51,117	△ 924
指定正味財産期首残高	136,117	85,000	51,117
指定正味財産期末残高	186,310	136,117	50,193
III 正味財産期末残高	827,233	755,544	71,688

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	団体関係	所管課関係	合 計
指 摘 事 項	1	1	2
改 善 済 事 項	3	2	5
合 計	4	3	7

(3) 出資団体監査

ア 監査の結果

一部において、市長に措置を求める指摘事項が認められた。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 経理事務

公演の中止等により収益化されなかった預り入場料については、年度末に雑収益への振替処理を行っているが、適正な処理が行われていなかったものがあつた。

適正に経理事務を行うよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。

(4) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした負担金

(単位：千円)

負担金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都市交響楽団 事業負担金	849,956	文化芸術 都市の創 生の更なる 推進を 図るため	京都市交 響楽団の 運営に要 する経費	予算の範囲内で 市長が必要かつ 適当と認める額	文化市民局 文化芸術都 市推進室文 化芸術企画 課

イ 負担金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

京都市交響楽団の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	849,956	楽団員人件費 経費 新型コロナウイルス 感染症による関連費 用及び京都市交響楽 団の機能強化費用等	788,684 60,338 933
合 計	849,956	合 計	849,956

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(5) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

音芸文財団は、平成31年4月1日から令和5年3月31日までの4年間、京都コンサートホール及び文化会館5施設の指定管理者となっているほか、平成31年4月1日から令和9年3月31日までの8年間、京都会館（ロームシアター京都）の指定管理者となっている。

このうち、京都コンサートホール及び文化会館1施設（京都市呉竹文化センター）を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
(ア) 京都コンサートホール	京都市左京区下鴨半 木町1番地の26	施設の管理運営	文化市民局文化 芸術都市推進室 文化芸術企画課
(イ) 京都市呉竹文化センター	京都市伏見区京町南 七丁目35番地の1		

注 音芸文財団は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間、引き続き、京都コンサートホール及び文化会館5施設の指定管理者となっている。

イ 管理の状況

(ア) 京都コンサートホール

a 事業の内容

- (a) 京都市交響楽団による演奏会の開催その他音楽に関する活動の企画及び実施
- (b) 音楽の鑑賞その他音楽に関する活動のための施設の提供
- (c) その他市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人、%)

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入場者数		295,466	264,910	48,209	103,894	200,135
日 数 利 用 率	大ホール	69	61	40	72	73
	アンサンブル ホールムラタ	61	57	28	55	62

令和 4 年度の入場者数は、前年度に比べ 96,241 人 (92.6%) の増加となった。

c 収支の状況

令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	188,440	人件費	193,070
利用料金収入	226,461	事業費	121,772
その他収入	30,546	委託料	157,130
		小額修繕費	10,266
合 計	445,448	合 計	482,240

収支差額 △36,792 千円

注 この表は音芸文財団収支決算書内訳書を基に作成している。

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ホール	215,182	183,729	85,429	170,928	211,856
駐車場	17,956	14,858	6,912	11,355	14,604
合計	233,138	198,587	92,341	182,283	226,461

令和 4 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 4,417 万円 (24.2%) の増加となった。

(イ) 京都市呉竹文化センター

a 事業の内容

- (a) 音楽、演劇、舞踊等の公演その他の文化的な催物のための施設の提供
- (b) 講習、研修、会議等のための施設の提供
- (c) その他市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：人、%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入場者数	59,884	59,045	17,079	30,460	48,605
日数利用率 (ホール)	74	69	42	67	74

令和 4 年度の入場者数は、前年度に比べ 18,145 人 (59.6%) の増加となった。

c 収支の状況

令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	260,466	人件費	171,471
利用料金収入	183,108	事業費	131,734
その他収入	604	委託費	120,508
		小額修繕費	8,207
合 計	444,179	合 計	431,922

収支差額 12,256 千円

注 この表は音芸文財団収支決算書内訳書を基に作成している。また、文化会館 5 施設は一括協定のため合計で計上している。

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用料金収入	37,665	36,178	22,385	32,059	40,093

令和 4 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 803 万円 (25.1%) の増加となった。

ウ 監査の結果

一部において、市長に措置を求める指摘事項が認められた。

(7) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 指定管理業務の範囲

京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針（以下「運用基本指針」という。）においては、指定管理業務及び指定管理者の自主事業に係る必要な手続が定められているが、指定管理業務か自主事業か明確でないものがあった。

指定管理者が実施する業務の位置付けを明確にしたうえで、運用基本指針に基づき、適切な指定管理者制度の運用となるよう改められたい。

(6) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 団体関係

(7) 出資団体監査

a 収入事務

(a) 委託事業者から徴収すべき使用料について、誤っていたものがあった。

b 契約事務

(a) 専決権限を有しない職員が決定していたものがあった。

(i) 公の施設の指定管理者監査

a 指定管理業務に係る事業報告

(a) 指定管理に関する協定書に基づき提出した事業報告書の収支の内訳が、指定管理に係る収支ではなく団体全体の収支になっていた。

イ 所管課関係

(7) 公の施設の指定管理者監査

a 指定管理業務に係る事業報告

(a) 指定管理に関する協定書に基づき提出された事業報告書の収支の内訳が、指定管理に係る収支ではなく団体全体の収支のまま受領していた。

b 貸与物品の管理

- (a) 本市から貸与している物品について、貸与物品一覧に記載された物品と実際に貸与している物品が一致していなかったものがあった。

3 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	理事長 和田林道宜	設立年月日	昭和44年12月1日
事 務 所 所 在 地	京都市東山区三条通大橋東二丁目73番地の2 京都三条大橋ビル3階		
目 的 (団体の定款に基づく。)	京都市域に存する文化財、伝統行事など、後世に継承するに足る文化観光資源を、これらを取りまく自然環境とともに保護し、かつ、その活用を図ることにより、京都市の文化観光の健全な発展を促進し、京都市民及び国民の生活の安定と文化的向上に寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
(ア) 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団事業助成金	58,660	文化観光資源の保護を行い、市民の文化観光資源保護に関する理解を深め、もって市民の文化的な生活の向上と地域文化の振興に寄与するため	文化観光資源保護事業	予算の範囲内で、事業に要する経費のうち市長が必要と認める額	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
(イ) 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団運営助成金	17,830	文化観光資源の保護を行い、市民の文化観光資源保護に関する理解を深め、もって市民の文化的な生活の向上と地域文化の振興に寄与するため	管理運営事業		
合計	76,490				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団事業助成金

a 事業の状況

文化観光資源保護事業や文化観光資源保護普及啓発事業等を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	58,660	助成費	52,960
		印刷製本費	2,313
		委託費	1,062
		賃借料	1,258
		その他	1,065
合 計	58,660	合 計	58,660

(イ) 公益財団法人京都市文化観光資源保護財団運営助成金

a 事業の状況

公益財団法人京都市文化観光資源保護財団の管理運営事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	17,830	人件費	10,611
		委託料	2,199
		会議費	1,308
		賃借料	716
		その他物件費	2,993
合 計	17,830	合 計	17,830

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

4 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	理事長 高橋康夫	設立年月日	昭和51年10月26日
事 務 所 所 在 地	京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1		
目 的 (団体の定款に基づく。)	京都市内の埋蔵文化財をはじめ、史跡、名勝等の文化財の調査、研究、保護及びその調査成果の公開、活用を行うとともに、文化財及び関連する施設等の管理を行うことにより、学術・文化の振興や地域社会の健全な発展等に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所（以下「埋蔵文化財研究所」という。）の基本財産は9億3,236万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課である。

イ 事業の内容

- (ア) 埋蔵文化財及び史跡、名勝等の文化財の調査、研究及び保護に関する事業
- (イ) 埋蔵文化財及び史跡、名勝等の文化財の活用及び保護意識の普及啓発に関する事業
- (ウ) 文化財及び文化財に関わる京都市から指定管理者の指定等を受けた施設の管理運営
- (エ) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(7) 貸借対照表

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	109,256	141,860	△ 32,603
未収金	144,437	191,626	△ 47,188
立替金	112	1,864	△ 1,752
未収消費税等	1,336	—	1,336
流動資産合計	255,142	335,352	△ 80,209
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	922,366	922,366	—
基本財産引当預金（郵便貯金）	10,000	10,000	—
基本財産合計	932,366	932,366	—
(2) 特定資産			
退職給与引当預金	110,000	110,000	—
特定資産合計	110,000	110,000	—
(3) その他固定資産			
建物	33,914	33,914	—
建物附属設備	18,388	18,068	320
構築物	551	551	—
ソフトウェア	120	—	120
什器備品	49,439	41,298	8,141
減価償却累計額	△ 65,551	△ 61,459	△ 4,092
電話加入権	354	354	—
その他固定資産合計	37,217	32,727	4,489
固定資産合計	1,079,583	1,075,093	4,489
資産合計	1,334,725	1,410,445	△ 75,720
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	86,707	108,200	△ 21,492
預り金	775	1,219	△ 443
仮受金	715	—	715
賞与引当金	12,970	12,924	46
未払消費税等	162	6,174	△ 6,011
流動負債合計	101,330	128,517	△ 27,186
2. 固定負債			
長期借入金	585,000	598,000	△ 13,000
退職給付引当金	64,290	114,722	△ 50,431
固定負債合計	649,290	712,722	△ 63,431
負債合計	750,620	841,239	△ 90,618
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	932,366	932,366	—
(うち基本財産への充当額)	(932,366)	(932,366)	(—)
2. 一般正味財産	△ 348,260	△ 363,159	14,898
正味財産合計	584,105	569,206	14,898
負債及び正味財産合計	1,334,725	1,410,445	△ 75,720

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	—
特定資産運用益	5	22	△ 17
事業収益	554,917	619,179	△ 64,261
受取寄附金	20	48	△ 28
雑収益	1,369	1,037	332
経常収益計	556,312	620,286	△ 63,974
(2) 経常費用			
事業費	530,031	536,660	△ 6,629
管理費	48,019	56,715	△ 8,695
経常費用計	578,051	593,376	△ 15,324
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 21,739	26,910	△ 48,649
評価損益等計	—	—	—
当期経常増減額	△ 21,739	26,910	△ 48,649
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金戻入益	36,637	—	36,637
経常外収益計	36,637	—	36,637
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	36,637	—	36,637
当期一般正味財産増減額	14,898	26,910	△ 12,011
一般正味財産期首残高	△ 363,159	△ 390,070	26,910
一般正味財産期末残高	△ 348,260	△ 363,159	14,898
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	932,366	932,366	—
指定正味財産期末残高	932,366	932,366	—
III 正味財産期末残高	584,105	569,206	14,898

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

埋蔵文化財研究所は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間、京都市考古資料館の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市考古資料館	京都市上京区今出川 通大宮東入元伊佐町 265 番地の 1	施設の管理運営	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

注 埋蔵文化財研究所は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 4 年間、引き続き、京都市考古資料館の指定管理者となっている。

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 考古資料の展示及び貸出
- b 京都の埋蔵文化財の普及啓発
- c 施設、付属設備及びその他物品の維持管理

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入館者数	24,624	25,157	13,332	11,725	19,552

令和 4 年度の入館者数は、前年度と比べ 7,827 人（66.8％）の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	26,379	人件費	15,730
雑収入	931	機械等保守	1,378
		光熱水費	1,554
		その他	6,619
合 計	27,310	合 計	25,281

収支差額 2,029 千円

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

5 一般社団法人上鳥羽絆会

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	代表理事 前川勝六	設立年月日	令和2年4月1日
事 務 所 所 在 地	京都市南区上鳥羽南唐戸町28番地 京都市中唐戸児童館内		
目 的 (団体の定款に基づく。)	京都市中唐戸児童館の円滑な管理運営と児童福祉の増進を図ること、京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センターの円滑な管理運営と市民福祉の増進ならびに地域の活性を図り、地域に貢献することを目的とする。 当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 児童（児童福祉法第4条に規定する児童）を対象とする育成事業 (2) 学童クラブ事業 (3) 市民公益活動のための施設提供 (4) 市民公益活動に関する情報収集及び提供 (5) 市民公益活動の実施及び関係機関との連携と交流の促進 (6) 共生のまちづくりを目指す地域福祉促進活動 (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

一般社団法人上鳥羽絆会は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間、京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター（以下「上鳥羽北部いきいき市民活動センター」という。）の指定管理者となっているほか、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、京都市中唐戸児童館の指定管理者となっている。

このうち、上鳥羽北部いきいき市民活動センターを監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター	京都市南区上鳥羽南唐戸町62番地の2	施設の管理運営	文化市民局地域自治推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 施設の運営に関する業務
- b 事業の実施に関する業務
- c 施設の管理に関する業務

d その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸館利用件数	775	795	518	535	479

令和 4 年度の貸館利用件数は、前年度と比べ 56 件（10.5％）の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	14,024	施設運営業務	10,849
利用料金収入	379	事業実施業務	3,072
その他収入	0		
合 計	14,404	合 計	13,922

収支差額 482 千円

昨年度の利用料金収入は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	令和 4 年度
利用料金収入	379

注 利用料金制は、令和 4 年度から導入している。

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

6 株式会社グラフィック

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	代表取締役 西野能央	設立年月日	平成元年 11 月 1 日
事 務 所 所 在 地	京都市伏見区下鳥羽東芹川町 33 番地		
目 的 (団体の定款に基づく。)	次の事業を営むことを目的とする。 ア 印刷業 イ 写真製版業 ウ 広告代理業 エ 広告制作業 オ 各種コンテンツの企画、制作 カ ホームページ、広告メール等の制作用ツールの企画、製作販売 キ 出版業 ク ソフトウェアの開発、販売 ケ ノベルティグッズの企画、製作販売 コ マーケティングに関するコンサルタント業務 サ 各種イベントの企画、運営、管理 シ 製本業 ス 紙類、紙器、紙工品（文房具、室内装飾品、包装用品）の加工業 セ 総合リース業 ソ 不動産の賃貸、管理、売買 タ 紙製品、紙製容器の製造 チ 情報処理・提供サービス業 ツ 映像・音声・文字による情報制作業 テ デザイン業 ト インターネット接続代行業 ナ インターネット等の情報通信システムの構築、保守、管理及び技術指導 ニ コンピューター機器及びその周辺機器の販売 ヌ 前各号に附帯関連する一切の業務		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
京都市企業立地促進制度補助金	55,163	本市における産業の振興及び労働者の雇用の安定に寄与するた	製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む中小企業及び大企業の事業所等の新增設	事業所等の新增設等に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産）に係る固定資産税及び都市計画税の納付	産業観光局 企業誘致推進室

		め	等	額相当、埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に要した経費、雨水流出抑制施設を設置する場合に要した経費	
--	--	---	---	--	--

イ 補助金に係る事業の状況

第4工場の新設に伴い取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の納付額相当額に対する補助金 5,516 万円を交付し、その結果、市内の新規雇用の創出に寄与した。

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

7 株式会社辻製作所

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	代表取締役社長 辻 智之	設立年月日	昭和45年1月19日
事 務 所 所 在 地	京都市右京区嵯峨広沢池下町32番地18		
目 的 (団体の定款に基づく。)	次の事業を営むことを目的とする。 ア 各種板金加工業 イ これに附帯する一切の業務		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金	25,060	本市における経済の健全な発展に寄与するため	「Aランク認定」、「オスカー認定」、「目の輝き認定」を受けた中小企業等の事業所の新増設	事業所の新増設に伴い取得した固定資産（家屋及び償却資産）に係る固定資産税及び都市計画税の納付額相当、埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に要した経費、雨水流出抑制施設を設置する場合に要した経費	産業観光局 企業誘致推進室

イ 補助金に係る事業の状況

第2工場の新設に伴い取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の納付額相当額等に対する補助金2,506万円を交付し、その結果、市内の新規雇用の創出に寄与した。

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

8 株式会社京都産業振興センター

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	代表取締役社長 山本達夫	設立年月日	平成5年4月27日
事 務 所 所 在 地	京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1		
目 的 (団体の定款に基づく。)	次の事業を営むことを目的とする。 ア 京都市勧業館の管理及び運営 イ 京都市美術工芸ギャラリーの管理及び運営 ウ 展示会、見本市、各種催しの企画、開催及び誘致 エ 商品展示場、見本市会場等の多目的催事施設の企画及び運営 オ 不動産、店舗設備、什器備品の賃貸 カ 伝統産業に関する振興及び啓発事業 キ 西陣織、京友禅、京焼・清水焼等伝統工芸品の販売 ク 衣料品、和洋雑貨品の販売 ケ 食料品、菓子、酒類の販売 コ 旅行業代理店業 サ 飲食店業 シ 上記に付帯する一切の業務		

ア 出資の状況

株式会社京都産業振興センター（以下「振興センター」という。）の資本金は9,000万円であり、5,400万円(60.0%)を本市が出資している。

本市の所管は、産業観光局クリエイティブ産業振興室である。

イ 事業の内容

(ア) 京都市勧業館の管理及び運営

- a 展示場及びその付随施設、会議室、ギャラリーの貸出
- b 駐車場管理

(イ) 京都伝統産業ミュージアムの管理及び運営

(ウ) 展示会、見本市等の企画、開催及び誘致

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	629,870	644,158	△ 14,288
売掛金	937	463	473
商品	705	715	△ 10
前渡金	3,802	340	3,461
未収入金	44,929	120,594	△ 75,664
立替金	155	—	155
貸倒引当金	△ 150	△ 152	1
流動資産合計	680,248	766,119	△ 85,870
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	35,071	32,655	2,415
構築物	1,650	1,718	△ 68
器具・備品	16,174	16,722	△ 547
その他の有形固定資産	2,349	3,708	△ 1,359
有形固定資産合計	55,245	54,805	440
(2) 無形固定資産			
電話加入権	305	305	—
ソフトウェア	5,592	6,463	△ 870
無形固定資産合計	5,898	6,768	△ 870
(3) 投資その他の資産			
出資金	20	20	—
投資その他の資産合計	20	20	—
固定資産合計	61,163	61,593	△ 430
資産合計	741,412	827,713	△ 86,301
II 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	7,817	3,925	3,892
未払金	81,556	197,019	△ 115,463
リース債務	143	—	143
未払消費税等	13,380	22,836	△ 9,455
未払法人税等	180	180	—
前受金	75,154	63,782	11,371
預り金	4,204	3,475	728
賞与引当金	8,788	6,239	2,549
流動負債合計	191,225	297,458	△ 106,233
2. 固定負債			
長期借入金	60,000	60,000	—
長期未払金	—	358	△ 358
退職給付引当金	28,935	25,571	3,364
固定負債合計	88,935	85,930	3,005
負債合計	280,161	383,388	△ 103,227
III 純資産の部			
1. 株主資本			
(1) 資本金	90,000	90,000	—
(2) 利益剰余金			
ア 利益準備金	180	180	—
イ その他利益剰余金			
付帯設備改善積立金	50,000	50,000	—
別途積立金	260,000	260,000	—
繰越利益剰余金	61,071	44,144	16,926
利益剰余金合計	371,251	354,324	16,926
株主資本合計	461,251	444,324	16,926
純資産合計	461,251	444,324	16,926
負債及び純資産合計	741,412	827,713	△ 86,301

(イ) 損益計算書

損 益 計 算 書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
売上高	699,530	561,455	138,074
売上原価	172,913	123,146	49,767
売上総利益	526,617	438,309	88,307
販売費及び一般管理費	524,714	500,730	23,983
営業利益	1,902	△ 62,420	64,323
営業外収益	15,398	22,718	△ 7,319
営業外費用	194	170	24
経常利益	17,106	△ 39,872	56,979
特別利益	—	92,776	△ 92,776
特別損失	—	26,469	△ 26,469
税引前当期純利益	17,106	26,434	△ 9,327
法人税、住民税及び事業税	180	180	—
当期純利益	16,926	26,254	△ 9,327

(ウ) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	利益剰余金					株主資本 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
			付帯設備 改善積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	90,000	180	50,000	260,000	44,144	354,324	444,324	
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	16,926	16,926	16,926	
当期変動額計	—	—	—	—	16,926	16,926	16,926	
当期末残高	90,000	180	50,000	260,000	61,071	371,251	461,251	

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	団体関係	所管課関係	合 計
指 摘 事 項	1	2	3
改 善 済 事 項	0	1	1
合 計	1	3	4

(3) 出資団体監査

ア 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

振興センターは、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間、京都市勧業館（以下「勧業館」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市勧業館 (愛称「みやこめっせ」)	京都市左京区岡崎成 勝寺町9番地の1	展示会、見本市 等のための施設の 提供等	産業観光局クリエ イティブ産業振興 室

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

a 勧業館の事業に係る業務

- (a) 展示会、見本市等のための施設の提供
- (b) 研修、会議等のための施設の提供
- (c) 伝統産業製品の展示及び紹介
- (d) 伝統産業製品に関する情報の提供
- (e) その他市長が必要と認める事業

b 勧業館の維持管理に係る業務

c その他市長が必要と認める業務

- (a) レストラン事業に関すること

(b) 施設を活用した京都の産業振興に係る事業に関すること

(c) 京都伝統産業ミュージアムの管理運営及び京都伝統産業ミュージアムを活用した京都の伝統産業の振興に係る事業に関すること

(イ) 利用の状況

(単位：％)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
展示場面積稼働率	52.9	50.7	20.3	37.0	50.1
会議室区分稼働率	39.9	39.1	18.7	23.1	32.7

令和 4 年度の展示場面積稼働率は、前年度に比べ 13.1 ポイントの増加となった。また、会議室区分稼働率は、前年度に比べ 9.6 ポイントの増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金収入	585,627	人件費、事務運営費	203,695
商品売上	77,836	委託費	111,359
事業受託収入	14,793	納付金	110,000
ミュージアム事業収入	13,495	水道光熱費	106,022
テナント管理収入	5,412	商品仕入	52,229
勸業館事業収入	1,855	ミュージアム運営費	34,141
その他事業収入	509	修繕費	24,243
その他	15,398	租税公課	13,473
		事業費、広告宣伝費	12,844
		受託事業費	12,355
		その他	17,456
合 計	714,929	合 計	697,822

収支差額 17,106 千円

利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用料金収入	610,413	633,131	437,372	450,148	585,627

令和 4 年度の利用料金収入については、前年度に比べ 1 億 3,547 万円 (30.1%) の増加となった。

ウ 監査の結果

一部において、市長に措置を求める指摘事項が認められた。

(7) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定管理者指定手續条例」という。）等によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、施設の管理に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、指定管理に関する協定書に基づき提出した事業報告書の収支の内訳が、指定管理に係る収支ではなく団体全体の収支になっていた。

事業報告書については、指定管理者指定手續条例等に基づき適切な事務処理を行うよう、振興センターに対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 指定管理業務の範囲

運用基本指針においては、指定管理業務及び指定管理者の自主事業に係る必要な手續が定められているが、指定管理業務か自主事業か明確でないものがあつた。

指定管理者が実施する業務の位置付けを明確にしたうえで、運用基本指針に基づき、適切な指定管理者制度の運用となるよう改められたい。

(b) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理者指定手續条例等によると、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には、施設の管理に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、指定管理に関する協定書に基づき提出された事業報告書の収支の内訳が、指定管理に係る収支ではなく団体全体の収支になっていたものを受領していた。

事業報告書については、指定管理に関する協定書に定められた事項が適切に記載されていることを確認したうえで受領するよう改められたい。

(5) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 所管課関係

(7) 公の施設の指定管理者監査

a 貸与物品の管理

- (a) 本市から貸与している物品について、貸与物品一覧に記載された物品と実際に貸与している物品が一致していなかったものがあった。

9 社会福祉法人京都ライトハウス

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	理事長 松田一成	設立年月日	昭和36年3月31日
事 務 所 所 在 地	京都市北区紫野花ノ坊町11番地		
目 的 (団体の定款に基づく。)	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 ア 養護老人ホームの経営 イ 特別養護老人ホームの経営 ウ 障害者支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 ア 障害児通所支援事業の経営 イ 障害児相談支援事業の経営 ウ 老人デイサービス事業の経営 エ 老人短期入所事業の経営 オ 障害福祉サービス事業の経営 カ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業の経営 キ 視聴覚障害者情報提供施設の経営 ク 身体障害者の更生相談に応ずる事業の経営		

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	団体関係	所管課関係	合 計
指 摘 事 項	—	0	0
改 善 済 事 項	—	1	1
合 計	—	1	1

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(イ) 京都ライトハウス運営補助金	87,553	視聴覚障害者への情報提供及び生活訓練の推進を図る	視聴覚障害者情報提供施設の運営及び日常生活上必要	施設の運営に要する経費の一部	保健福祉局障害保健福祉推進室

		ため	な訓練・指導 を行う身体障 害者生活訓練 等事業		
(イ) 京都市 地域共生 社会実現 サポート 事業補助 金	142	社会福祉法人 等が実施する 社会貢献活動 及び民間の社 会福祉施設に おける利用者 の処遇・福祉 サービスの質 の向上を促進 し、地域にお ける全ての住 民が相互に尊 重し合いなが ら共に生き、 支え合う社会 の実現を図る ため	(1) 地域包括 ケア推進事 業 (2) 地域課題 解消事業 (3) 災害対応 力向上事業 (4) 小規模法 人等活動サ ポート事業	(1)～(3) 1 施 設当たり 44 万円と対象 経費の実支 出額とを比 較し、いず れか少ない 方の額の 4 分の 1 以内 (4) 1 施設当 たり 40 万円 と対象経費 の実支出額 とを比較 し、いずれ か少ない方 の額の 4 分 の 1 以内	
(ウ) 京都市 重度障害 者等利用 事業所支 援事業補 助金	7, 080	重度障害者及 び視覚・聴覚 言語障害者の 利用枠の確 保・拡大とサ ービス水準の 維持・向上を 図るため	国が定める基 準を超える職 員配置を行っ ている指定障 害福祉サービ ス事業所の運 営	補助単価に補 助対象職員数 を乗じた額	
(エ) 京都市 介護施設 等におけ る感染防 止対策補 助金	2, 420	新型コロナウ イルスの感染 拡大を防止す る観点から介 護施設等にお いて実施する 事業に対する 経費を助成す るため	(1) 継続支援 事業 (2) 個室化事 業 (3) 簡易陰圧 装置設置事 業 (4) 換気設備 設置事業 (5) ゾーニン グ事業	補助対象経費 と補助基準額 と比較し、少 ない方の額	保健福祉 局健康長 寿のま ち・京都 推進室介 護ケア推 進課
合 計	97, 195				

イ 補助金に係る事業の状況

(ア) 京都ライトハウス運営補助金

視聴覚障害者情報提供施設の運営及び日常生活上必要な訓練・指導を行う身体障害者生活訓練等事業に要する経費として8,755万円の補助金の交付を受けた。

(イ) 京都市地域共生社会実現サポート事業補助金

a 事業の状況

災害対応力向上事業及び小規模法人等活動サポート事業を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	142	事業費	569
京都府補助金	284		
合 計	426	合 計	569

収支差額 △143 千円

(ロ) 京都市重度障害者等利用事業所支援事業補助金

国が定める基準を超えた職員配置で指定障害福祉サービス事業所の運営を行ったことに要する経費として708万円の補助金の交付を受けた。

(エ) 京都市介護施設等における感染防止対策補助金

継続支援事業に要する経費として242万円の補助金の交付を受けた。

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	金額	委託事業の所管課等
(ア) 京都市障害者地域生活支援センター運営事業委託料	26,463	保健福祉局障害保健福祉推進室
(イ) 京都市点訳奉仕員養成事業の実施委託料	2,240	
(ロ) 京都市音訳奉仕員養成事業の実施委託料	2,138	

イ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(5) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 所管課関係

(7) 財政援助団体監査

a 補助金の交付の決定

(a) 交付要綱に補助の対象経費を明確に規定していなかった。

10 公益社団法人京都市シルバー人材センター

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	理事長 松本建次	設立年月日	昭和 61 年 10 月 15 日
事 務 所 所 在 地	京都市中京区西ノ京東中合町 2 番地		
目 的 (団体の定款に基づく。)	公益社団法人京都市シルバー人材センターは、定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
京都市シルバー人材センター運営補助金	48,877	高齢者の社会参加の促進や生きがいの充実を図るため	運営に要する経費のうち、人件費、運営費・管理費、事業費、その他市長が適当と認めるもの	対象事業に要した費用を限度とし、市長の定める額	保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

公益社団法人京都市シルバー人材センターの運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	48,877	事業費	26,350
		人件費	16,551
		管理費	5,976
合 計	48,877	合 計	48,877

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	金額	委託事業の所管課
(ア) 高齢者就労援助事業（公園の除草業務等）委託料	20,771	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
(イ) 第一検査室庁内清掃業務委託	397	保健福祉局医療衛生推進室
(ウ) 第二検査室庁内清掃業務委託	414	衛生環境研究所管理課

イ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

11 社会福祉法人清和園

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	理事長 吉瀬純一	設立年月日	昭和34年3月5日
事 務 所 所 在 地	京都市南区久世川原町79		
目 的 (団体の定款に基づく。)	佛（明るく）・法（正しく）・僧（仲良く）の精神にもとづき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 ア 養護老人ホームの経営 イ 特別養護老人ホームの経営 ウ 特別養護老人ホームの指定管理 (2) 第二種社会福祉事業 ア 老人居宅介護等事業の経営 イ 老人デイサービス事業の経営 ウ 老人短期入所事業の経営 エ 老人デイサービスセンターの指定管理 オ 老人介護支援センターの経営 カ 放課後児童健全育成事業の経営 キ 地域子育て支援拠点事業の経営 ク 児童厚生施設の経営 ケ 児童厚生施設の指定管理 コ 障害福祉サービス事業の経営 サ 特定相談支援事業の経営 シ 老人福祉センターの指定管理		

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	団体関係	所管課関係	合 計
指 摘 事 項	—	0	0
改 善 済 事 項	—	2	2
合 計	—	2	2

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人清和園（以下「清和園」という。）は、令和4年度において、

京都市久世特別養護老人ホーム（以下「久世特別養護老人ホーム」という。）、京都市久世老人デイサービスセンター（以下「久世老人デイサービスセンター」という。）などの老人デイサービスセンター2施設、京都市久世地域包括支援センター（以下「久世地域包括支援センター」という。）及び京都市祥豊児童館などの児童館2施設の指定管理者となっている。

このうち、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの6年間、指定管理者となっている久世特別養護老人ホーム及び久世老人デイサービスセンターを監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
(ア) 京都市久世特別養護老人ホーム	京都市南区久世築山町328番地	施設の管理運営	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
(イ) 京都市久世老人デイサービスセンター			

注 清和園は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間、引き続き、久世特別養護老人ホーム、久世老人デイサービスセンター及び久世地域包括支援センターの指定管理者となっている。

イ 管理の状況

(ア) 久世特別養護老人ホーム

a 事業の内容

- (a) 京都市特別養護老人ホーム条例第2条に規定する事業に係る業務
- (b) 施設、附属設備及び物品の保守及び安全等に係る業務
- (c) その他京都市長が必要と認める業務

b 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別養護老人ホーム 延べ利用者数	17,104	15,514	15,757	15,613	15,476
ショートステイ 延べ利用者数	2,643	4,318	4,086	4,076	3,888

令和4年度の特別養護老人ホーム延べ利用者数は、前年度と比べ137人(0.9%)の減少となった。また、ショートステイ延べ利用者数は、前年度

と比べ 188 人（4.6％）の減少となった。

c 収支の状況

実績報告に基づく令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

（単位：千円）

収 入		支 出	
介護保険収入	196,482	人件費	189,926
利用料収入	44,840	事業費	87,804
補助金収入	10,928	委託費	22,777
		小額修繕費	15,038
		その他	33,494
合 計	252,251	合 計	349,041

収支差額 △96,789 千円

介護保険収入と利用料収入を合わせた利用料金収入を過去 5 年間で見ると、次のとおりである。

（単位：千円）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用料金収入	237,032	241,439	245,864	240,939	241,323

令和 4 年度の利用料金収入は、前年度と比べ 38 万円（0.2％）の増加となった。

(イ) 久世老人デイサービスセンター

a 事業の内容

- (a) 京都市老人デイサービスセンター条例第 2 条に規定する事業に係る業務
- (b) 施設、附属設備及び物品の保守及び安全等に係る業務
- (c) その他京都市長が必要と認める業務

b 利用の状況

（単位：人）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ利用者数	29,917	32,573	25,583	24,692	30,708
1 日の平均利用者数	82.0	89.0	70.1	67.6	84.1

令和 4 年度の延べ利用者数は、前年度と比べ 6,016 人（24.4％）の増加となった。

c 収支の状況

実績報告に基づく令和4年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	243,913	人件費	152,981
利用料収入	46,066	事業費	65,073
補助金収入	3,327	委託費	20,524
		小額修繕費	15,430
		その他	12,830
合 計	293,306	合 計	266,840

収支差額 26,466 千円

介護保険収入と利用料収入を合わせた利用料金収入を過去5年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用料金収入	283,780	285,635	292,340	273,710	289,979

令和4年度の利用料金収入は、前年度と比べ1,626万円(5.9%)の増加となった。

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 所管課関係

(7) 公の施設の指定管理者監査

a 指定管理業務の範囲

(a) 指定管理業務か自主事業か明確でないものがあつた。

b 貸与物品の管理

(a) 本市から貸与している物品について、貸与物品一覧に記載された物品と実際に貸与している物品が一致していなかったものがあつた。

12 京都醍醐センター株式会社

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	代表取締役 平井義也	設立年月日	平成5年4月2日
事 務 所 所 在 地	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1		
目 的 (外郭団体の経営 状況等を説明する 書類から)	醍醐団地総合再生事業の一環として、文化、福祉、スポーツや商業など、地域発展の中核施設となる「パセオ・ダイゴロー」を建設し、その管理運営を行うこと。		

ア 出資の状況

京都醍醐センター株式会社（以下「醍醐センター」という。）の資本金は34億円であり、10億円(29.4%)を本市が出資している。

本市の所管は、都市計画局都市企画部都市総務課である。

イ 事業の内容

- (ア) 不動産の売買、交換、賃貸、運用管理並びに企画及び仲介斡旋
- (イ) 都市開発計画、地域開発計画のコンサルティング業務
- (ウ) 建築工事の企画、設計、施工、監理、請負及びそれらのコンサルティング業務
- (エ) 各種催事の企画、運営及びコンサルティング業務
- (オ) 広告の企画、製作及び代理業
- (カ) 駐車場、駐輪場、商業施設、文化・スポーツ施設の経営、管理運営及びその請負
- (キ) 損害保険代理業
- (ク) 商品小売業及び飲食業
- (ケ) 前各号に附帯する一切の事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸 借 対 照 表

令和5年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	165,046	165,319	△ 272
営業未収入金	43,869	41,736	2,132
貯蔵品	2,208	2,182	25
前払費用	2,374	2,147	227
未収入金	1,854	1,600	253
未収還付法人税等	848	—	848
立替金	58,977	51,875	7,102
その他流動資産	76,144	76,263	△ 119
流動資産合計	351,323	341,125	10,197
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物	1,912,990	2,042,321	△ 129,330
構築物	57,803	61,304	△ 3,501
工具器具備品	1,080	1,632	△ 551
有形固定資産合計	1,971,874	2,105,258	△ 133,383
(2) 無形固定資産			
電話加入権	904	904	—
ソフトウェア	438	992	△ 553
無形固定資産合計	1,343	1,896	△ 553
(3) 投資その他の資産			
出資金	150	150	—
長期前払費用	4,559	—	4,559
その他投資	4,008	4,008	—
投資その他の資産合計	8,717	4,158	4,559
固定資産合計	1,981,935	2,111,313	△ 129,377
資産合計	2,333,258	2,452,438	△ 119,179
II 負債の部			
1. 流動負債			
1年以内返済予定長期借入金	73,000	73,000	—
未払金	94,392	60,923	33,469
未払消費税等	2,239	7,741	△ 5,502
未払法人税等	9,400	11,455	△ 2,055
未払費用	2,245	1,958	286
預り金	96,451	104,594	△ 8,143
預り保証金	9,421	8,308	1,112
前受金	24,745	24,448	297
賞与引当金	2,423	1,927	496
流動負債合計	314,320	294,357	19,963
2. 固定負債			
長期借入金	495,000	568,000	△ 73,000
預り保証金	368,176	376,691	△ 8,515
役員退職慰労引当金	4,360	4,540	△ 180
退職給付引当金	9,994	9,555	439
固定負債合計	877,530	958,786	△ 81,256
負債合計	1,191,850	1,253,144	△ 61,293

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 純資産の部			
1. 株主資本			
資本金	3,400,000	3,400,000	—
利益剰余金	△ 2,258,592	△ 2,200,705	△ 57,886
純資産合計	1,141,407	1,199,294	△ 57,886
負債及び純資産合計	2,333,258	2,452,438	△ 119,179

(イ) 損益計算書

損 益 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
売上高	708,972	686,876	22,095
売上原価	667,250	594,396	72,853
売上総利益	41,722	92,479	△ 50,757
販売費及び一般管理費	94,471	95,793	△ 1,322
営業利益	△ 52,749	△ 3,313	△ 49,435
営業外収益			
受取利息・配当金	7	7	0
雑収入	855	9,766	△ 8,910
営業外収益 計	862	9,773	△ 8,910
営業外費用			
支払利息	4,951	5,809	△ 857
雑損失	97	515	△ 417
営業外費用 計	5,049	6,324	△ 1,275
経常利益	△ 56,936	134	△ 57,070
特別損失			
固定資産除却損	—	1	△ 1
特別損失 計	—	1	△ 1
税引前当期純利益	△ 56,936	132	△ 57,068
法人税、住民税及び事業税	950	1,881	△ 931
当期純利益	△ 57,886	△ 1,748	△ 56,137

(ロ) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
令和4年4月1日残高	3,400,000	△ 2,200,705	△ 2,200,705	1,199,294	1,199,294
事業年度中の変動額					
当期純利益	—	△ 57,886	△ 57,886	△ 57,886	△ 57,886
事業年度中の変動額合計	—	△ 57,886	△ 57,886	△ 57,886	△ 57,886
令和5年3月31日残高	3,400,000	△ 2,258,592	△ 2,258,592	1,141,407	1,141,407

(2) 指摘事項及び改善済事項の件数

	団体関係	所管課関係	合 計
指 摘 事 項	0	0	0
改 善 済 事 項	1	1	2
合 計	1	1	2

(3) 出資団体監査

ア 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

醍醐センターは、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間、京都市醍醐駐車場（以下「醍醐駐車場」という。）の指定管理者となっている。

また、同期間、公益社団法人京都市シルバー人材センターと共に、京都市醍醐交流会館管理コンソーシアムとして、京都市醍醐交流会館（以下「醍醐交流会館」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
(ア) 京都市醍醐駐車場	京都市伏見区醍醐高畑町 30 番地の 1	施設の管理運営	都市計画局都市企画部都市総務課
(イ) 京都市醍醐交流会館			

イ 管理の状況

(ア) 醍醐駐車場

a 事業の内容

- (a) 施設、付属設備及びその他の物品等の維持管理及び安全に係る業務
- (b) 施設の供用に係る業務
- (c) 事業の企画及び実施
- (d) 施設の使用料の徴収に係る業務
- (e) その他市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般利用台数	43,489	40,188	31,931	34,337	36,193
定期契約台数	1,943	2,014	1,992	2,003	2,035

令和 4 年度の一般利用台数は、前年度と比べ 1,856 台（5.4％）、定期契約台数は、前年度と比べ 32 台（1.6％）の増加となった。

c 収支の状況

実績報告に基づく令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	43,100	事業費	14,196
		人件費	13,680
		光熱水費	3,611
		その他	12,405
合 計	43,100	合 計	43,894

収支差額 △794 千円

(イ) 醍醐交流会館

a 事業の内容

- (a) 施設、付属設備及びその他の物品等の維持管理及び安全に係る業務
- (b) 施設の供用に係る業務
- (c) 事業の企画及び実施
- (d) 施設の使用許可及び使用料の徴収に係る業務
- (e) その他市長が必要と認める事業

b 利用の状況

(単位：％)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区分稼働率	ホール	42.1	40.0	33.4	41.3	38.0
	第 1・2 会議室	51.6	49.3	44.2	48.9	38.5
	第 3 会議室	51.6	48.6	31.5	34.2	29.6
	和 室	56.6	62.2	43.3	40.7	40.5
	音 楽 スタジオ	62.4	55.3	42.5	43.6	41.2
	合 計	53.3	52.7	40.5	42.6	38.0

令和 4 年度の全体の区分稼働率は、前年度と比べ 4.6 ポイント減少した。

c 収支の状況

実績報告に基づく令和 4 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	58,690	事業費	29,220
インセンティブ	31	人件費	15,103
		光熱水費	7,345
		その他	7,072
合 計	58,721	合 計	58,741

収支差額 △20 千円

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(5) 改善済事項

監査の実施期間中に、適切に措置を講じた事項が認められた。

ア 団体関係

(7) 出資団体監査

a 消耗品の管理

(a) 収入印紙の整理簿を作成していなかった。

イ 所管課関係

(7) 公の施設の指定管理者監査

a 貸与物品の管理

- (a) 本市から貸与している物品について、貸与物品一覧に記載された物品と実際に貸与している物品が一致していないものがあった。

13 京都市消防団協会

(1) 団体の概要（令和5年3月31日現在）

代 表 者	会長 門川大作	設立年月日	昭和25年4月1日
事 務 所 所 在 地	京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2		
目 的 (団体の規約に基づく。)	会員相互の親睦を図り、警火思想を普及徹底し科学消防の研究と消防施設の改善を期し、もって社会の災厄を防止し、公共の福祉増進に寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした交付金

(単位：千円)

交付金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
京都市消防団協会交付金	42,000	消防団の円滑な運営及び団員の福利厚生の向上を図るため	消防団器具庫等の維持管理、消防団員の福利厚生等	消防に要する費用のうち、対象事業に要する費用	消防局消防団・自主防災推進室

イ 交付金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

消防団器具庫等の維持管理、消防団員の福利厚生等に係る事業を実施した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市交付金	42,000	表彰費	5
協会費	4,336	事業費	3,253
利子収入等	51	弔慰見舞	131
前年度繰越	1,735	弔慰見舞積立金	1,000
		支部事業費	14,258
		団運営費	25,933
		納付金	359
		その他事務費	63
合 計	48,123	合 計	45,006

収支差額 3,116 千円

注 この表は京都市消防団協会の決算報告書を基に作成している。

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項は認められなかった。

(監査事務局)